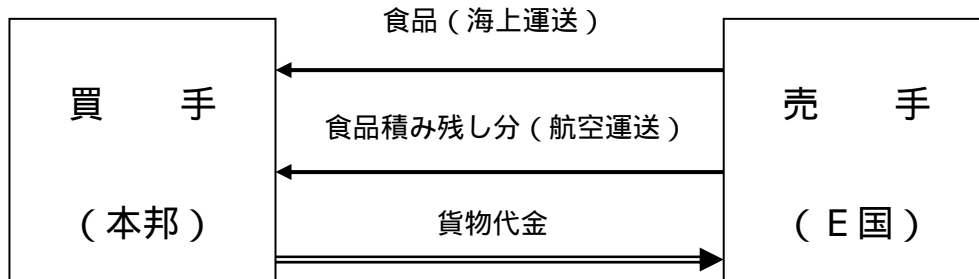


9. 輸入貨物の運送方法を変更した場合の運賃



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCFR条件で食品を購入（輸入）します。

この輸入貨物の契約価格は、海上輸送によるものですが、今般、売手のミスで貨物の一部が輸出国に積み残されました。そこで、積み残し分を航空機で運送し、先に到着している貨物と併せて輸入（納税）申告を行う予定です。

積み残し分の貨物に係る航空運賃は売手が負担し、当社は当初の契約価格のみを売手に支払うことで売手と合意しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、売手が負担した積み残し分に係る航空運賃を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において売手が負担した積み残し分に係る航空運賃は、貴社から売手への現実支払価格に含まれているものとして取り扱い、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」は、買手により負担されるものであるか否かを問わず、現実支払価格に含まれていない限度において、その現実支払価格に加算することとされています。

売手が輸入港までの運賃を負担することとされていた場合（CFR条件又はCIF条件等の場合）で、運送方法の変更に伴う費用を売手が負担するときは、売手による負担額は現実支払価格に含まれているものとして取り扱うこととされています。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(6)八(イ)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この

回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)